

仕様書

1 総則

本仕様書は、京都市が避難所運営資機材として購入する間仕切りテントについて定めたものである。

2 納品期限

令和9年3月31日（水）まで

原則、納品開始までに本市担当者による納品時検査を受けたうえ、納品期限までに7に定める納品場所に契約数量の納品を完了させることとする。万一、同検査にて不良品が確認された場合、速やかに代替品を納品すること。

3 業務概要

京都市避難所運営資機材（間仕切りテント）を調達し、指定場所への納品を行うこと。

4 契約数量等

区分	種類及び数量	
避難所運営資機材	間仕切りテント	3, 000張

5 担当者及び連絡先

行財政局防災危機管理室（075-222-3210）

矢倉（やぐら）、菅野（すがの）

6 仕様等

（1）間仕切りテント

ア 規格

（ア）本体材質 ナイロン210D

生地加工（アルミ2層コーティング、抗菌処理）を施し、以下の項目を満たすこと。

- ① 遮光率：99.9%以上
- ② 紫外線遮蔽率：99.0%以上
- ③ 耐水度：2000mm以上
- ④ 引裂強度：縦・横双方が50N以上
- ⑤ 引張強度：縦・横双方が650N以上
- ⑥ 縫目強度：450N以上
- ⑦ 摩擦堅牢度：4級以上
- ⑧ 水堅牢度：3－4級以上
- ⑨ 水滴下堅牢度：4－5級以上
- ⑩ 生地色は、本体部はグリーン、天井部はグレーとする。

※ ①から⑨までについては、JIS規格に基づくこと（⑦から⑨までについては、

「エタノール75%溶液」及び「次亜塩素酸ナトリウム0.05%溶液」で実施すること。).

(イ) 本体構造

ワンタッチ設営が可能なスチールベルト一体五面構造で、以下の項目を満たすこと。

- ① 出入口はD型ダブルジッパーとし、上側先端部を内側に引込むことにより、施錠可能な引込式の簡易な施錠機能を有していること。
- ② プライバシー保護のため天井面が一体となっており、四側面は全て長方形の同一形状・同一寸法であること。
- ③ 展開後でも容易に設営・移動が行えるように、床面が無い構造であること。
- ④ 開閉扉の内側に一端縁部を接着した一体型の目隠し幕を設けること。また、目隠し幕の他端縁部を固定することができるフックをテント内扉面上部の左右2箇所にて設けることで、目隠し幕を閉じた状態と開いた状態の2通りで固定できるようにすること。
- ⑤ テント本体と床面の接地部分にすき間ができない構造であること。
- ⑥ 本体四隅の下部にフックを設け、敷きマット四隅のハトメに引っかけて固定ができること。
- ⑦ 敷きマットは必要に応じて交換・補充できるように分離式であること。
- ⑧ テント内換気のため、左右背面の3箇所に0.75㎡以上のメッシュ窓（メッシュの間隔は1.15mm以下とする。）を設けること。また、メッシュ窓にはファスナー付きの目隠し生地を設け、テント内部からのみ開閉可能な構造とすること。
- ⑨ 出入口周辺に表札及びメッセージボードを入れる透明ポケットがそれぞれ1箇所ずつあること。
- ⑩ 天井はドーム形状とし、頂点部は床面から220cm以上確保すること。
- ⑪ 天井はファイバーポールを固定するための面ファスナーを有していること。
- ⑫ テント内の側面にハンガー等がかけられるフックが6箇所以上あること。
- ⑬ テント外の四隅上部に張り綱を引っかけるストームガードがあること。

(ウ) 付属品（1張あたり）

ペグ4本、表札用ボード1枚、メッセージボード1枚、取扱説明書（日本語、カラー、パウチ加工）1枚、マジックペン1本、ボード消し1個、土のう袋4枚、ショルダー式収納袋（外ポケット付）1袋、専用アルミ敷きマット（幅2m×奥行2m×厚み3mm、四隅ハトメ付）1枚、グラスファイバーポール2本

(エ) 収納袋

本体及びアルミマットが入る円形のショルダー式収納袋で、外側に付属品類を入れるチャック付の収納ポケットを付けること。

(オ) 寸法

設営時：幅2100mm×奥行2100mm×高さ2200mm（頂点部）

テント収納袋：直径800mm×厚み100mm程度

(カ) 梱包

1セットを以下の専用梱包箱に入れること。

- ① サイズ：幅 8 6 0 mm×奥行 8 6 0 mm×高さ 1 8 0 mm（標準サイズ）
- ※ 以下の条件を満たした場合、梱包箱のサイズを下回ることを可能とする。ただし、製造前に本市担当者に文書で報告のうえ、承認を受けること。また、梱包箱のサイズは統一すること。
- ・ 標準サイズと比較して、耐久性等が損なわれないこと。
 - ・ 使用後の間仕切りテントの再収納に支障がないこと。
- ② 厚み 8 mm（Wフルート）、ライナーは K 7、中芯 1 8 0 g を満たす強化段ボールであること。
- ③ 次のものが梱包材（天井面 1 箇所及び側面 4 箇所）に印字等により明記されていること。また、印字等の文字サイズ、文字色、レイアウトについては、あらかじめ担当者と協議のうえ、決定すること。
- ・ 品名：間仕切りテント
 - ・ 製造年月：令和〇年〇月
- ※ 製造月が複数月に及ぶ場合は、発注者と調整のうえ、決定した日を印字する。
- ・ 所有者の名称：京都市
 - ・ 販売者又は製造者の名称

イ 証明書等

（ア）契約締結日の翌日から 1 0 日以内に、ア（ア）から（カ）までの各仕様を満たすことがわかる以下の書類等を防災危機管理室まで提出すること（日本語）。

① ア（ア）について

第三者機関が作成した各項目を満たすことを証明する試験成績表（数値については、各項目に記載の数値以上のものであること）

② ア（イ）から（カ）について

設計図、カタログその他仕様を満たすことがわかる書類

（イ）その他、仕様等について防災危機管理室から文書（メールを含む。）にて問合せがあった場合は、到達後 2 4 時間以内に文書にて誠実に回答すること。

7 納品場所及び配置方法

（１）納品場所

本市指定避難所倉庫、本市拠点備蓄倉庫及びその他倉庫 合計 1 9 5 施設以内

※ 1 9 5 施設を超えない範囲において、納品先施設、数量を一部変更する場合がある（一つの施設において複数の部屋に納品する場合を含む。）。

※ 納品場所、納品数量の詳細については、契約後に提示する（参考：配送先及び配送数について）。

※ 本市担当者及び施設管理者との調整の下、複数日に渡る納品も可とする。

※ 搬入可能車両や前面道路幅員等については、受注者において確認を行うこと。

※ 搬入に必要な機材（台車等）は、受注者において用意すること。

※ 物資の一部については、民間倉庫（近隣自治体となる場合がある）への搬入を予定している。

納入条件は以下のとおり。

- ① 間仕切りテントは、1,100mm×1,100mm のプラスチック製パレット又は同等の大きさのブルーシート（生地厚さ 3 0 0 0 番以上とする）等に積載すること。間仕切りテントはパレット又はブルーシート等からはみ出さないよう納品すること。
- ② 間仕切りテントの積載高さは 1. 7 m 未満（パレット又はブルーシート部分を除く。）とし、ストレッチフィルムの使用等、適切な荷崩れ防止措置を講じること。物資を平積みとしない場合、当該措置を必須とする。
- ③ 納品時期については、「2 納品期限」にかかわらず、本市の指示した期限内の日とする。
- ④ 当該倉庫への具体的な納品調整は、受注者から民間倉庫事業者（納品先施設）に直接実施すること。また、運搬車両からの荷卸し等については、納品先の指示に従うこと（荷卸し等の作業を受注者で行う場合があることに留意すること。）。
- ⑤ ①～④について、本市・民間倉庫事業者・受注者との合意した場合は、変更を可能とする。

（２）納品時間

原則、納品場所の開館時間等に準じる（平日昼間）。

（３）配置方法

- ア 各指定避難所倉庫等への配置（室内のレイアウト）は、担当者の指示に従うこととし、疑義等が生じた場合には、適宜協議すること。
- イ 配置に当たっては、床面と間仕切りテント等との接地面全てに、パレット又はブルーシート等を敷き、湿気対策を講じること。また、講じる湿気対策は、あらかじめ担当者に報告のうえ、承認を受けること。

（４）配送計画の作成等

- ア 受注者は、施設ごとの物資の配送日、納品先施設等を記載した配送計画を作成し、あらかじめ担当者に提出すること（調整できた施設ごとに複数回に渡って提出することも可とする。）。また、本計画の提出にかかわらず、担当者から、配送状況について問合せがあった場合は、誠実に対応すること。
- イ 配送に当たっては、納品先施設管理者との配送日の調整を行うこと。

（５）納品先施設管理者による納品確認及び納品状況の写真撮影

- ア 納品時には、納品先施設管理者等による納品確認及び納品書への記名を受けること。
なお、原則として、本市担当者は、納品先（指定避難所倉庫）での立会いは行わない。
- イ 納品状況がわかるように納品後に室内の全景写真を撮影すること（納品物資のみの写真としないこと。撮影枚数は問わない。）。写真は納品完了後に取りまとめて、電子データ（jpg 等）で担当者まで提出すること。
また、最初の納品日を初日として 1 週間分の納品写真のデータを別途本市担当者が指示する日までに提出すること。
- ※ 写真データは、施設所在地の行政区・支所ごとに整理したうえ、データ名は施設名がわかるよう変更すること。
- ウ やむを得ず納品先の意向等により、パレット又はブルーシート等を設置できなかった

場合（（３）について）、また、配置場所の都合により、全景写真が撮影できなかった場合等、納品時に係る仕様を満たすことができない場合は、当該理由をまとめた資料を作成のうえ、本市担当者まで報告すること。

8 その他

（１）不明な点及び本仕様書に定めがない事項については、担当者と協議のうえ定めるものとする。

（２）受注者は、製品製作に着手する前に、本仕様書に定める品質要件を満たしていることを受注者の責任において証明し、本市の承認を得ること。

（３）製品の製作は、前項の承認を得た後に行うこと。

なお、本市の承認を得る前に製作を行ったことにより生じた損害その他の不利益について、本市は一切の責任を負わない。

（４）仕様書６（１）ア（ウ）、（エ）、（カ）及び７（１）に定める物品について、中東情勢等により調達が著しく困難となった場合は、同等以上の性能を有する代替品を準備し、あらかじめ担当者の承認を得ること。

また、代替品の提案に際しては、当該物品が供給困難である理由及び客観的な根拠を明らかにした資料を作成し、担当者まで報告すること。

配送先及び配送数について

1 避難所倉庫

配送先	配送先施設数	配送数	
北区	16	60	
(うち小野郷、中川、雲ヶ畑地域)	5	(0)	※
上京区	7	19	
左京区	17	22	
(うち久多、広河原、花脊、別所、大原地域)	6	(0)	※
中京区	10	26	
東山区	6	28	
山科区	14	107	
下京区	10	72	
南区	10	21	
右京区	18	64	
(うち京北、水尾、宕陰地域)	10	53	
西京区(洛西支所管内を除く。)	8	29	
西京区洛西支所管内	6	47	
伏見区(深草支所管内及び醍醐支所管内を除く。)	12	90	
伏見区深草支所管内	6	13	
伏見区醍醐支所管内	5	30	
合計	166	681	

※ 配送数は未定。

2 拠点備蓄倉庫等

配送先	所在地等	配送先施設数	配送数	
北区総合庁舎	京都市北区紫野東御所田町33-1	1	2	
右京区総合庁舎	京都市右京区太秦下刑部町12	1	2	
洛西総合庁舎	京都市西京区大原野東境谷町2-1-2	1	6	
醍醐総合庁舎	京都市伏見区醍醐大構町28番地	1	5	
京都市市民防災センター	京都市南区西九条菅田町7	1	10	
旧京都市立音楽高校	京都市西京区大枝杏掛町14-26、27、197	1	2,294	※
合計		6	2,319	

※ 配置場所は1階～3階(エレベータなし)。

※ 計3,000張の配送分のうち、避難所倉庫及び拠点備蓄倉庫等へ配送できなかった分の全てを配送する。

3 合計

	配送先施設数	配送数
	172	3,000

※ あくまで予定であり、配送先施設、施設数、配送数は変更の可能性がある。

※ 施設数については仕様書のとおり、最大195施設を想定している。